

合法木材認定団体及び事業者に対する研修実施要領

1 趣 旨

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）は、地域及び地球の環境保全に資することを目的として平成 28 年に成立し、令和 5 年に改正された。

クリーンウッド法においては合法性確認証明として、林野庁が平成 18 年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）における団体認定制度に基づく証明が活用できることとされている。

クリーンウッド法の遵守・普及を促進するためには、ガイドラインに基づく認定団体の認定を得た事業者（以下「認定事業者」という。）のネットワークを最大限活用し、その信頼性の下で需要者に合法性が確認された木材等を届けることが重要である。このため、合法木材の普及促進を図り、ガイドラインに基づく認定団体制度への信頼性を維持する観点から、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施することとし、この実施要領を定める。

2 研修実施に向けた検討委員会の開催

林野庁のクリーンウッド法関連補助事業等の活用により有識者による検討委員会を開催し、研修資料を作成

3 認定団体研修

主 催：一般社団法人 全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）

対象者：主として認定団体における認定事業者の審査・運営の責任者

開催方法：原則年 1 回オンライン方式で開催。開催日時等については全木連が管理するホームページ「合法木材ナビ」上に掲載し、認定団体に周知

4 認定事業者研修

主 催：認定団体（他団体との共催も可）

対象者：主として認定事業者の分別管理・文書管理責任者で、原則 3 年に 1 回受講

開催方法：認定団体が対象の認定事業者に周知（オンライン方式も可）

開催経費：林野庁のクリーンウッド法関連補助事業等における認定団体に対する助成金を活用することができる

（付則）この要領の施行をもって、19 全木連発第 6 1 号「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」は廃止する